



多様な性の在り方を知ろう



性的指向 (Sexual Orientation)、性自認 (Gender Identity) と性表現 (Gender Expression) の頭文字をとった略称です。
性に関して特定の人のみが持つ要素ではなく、すべての人が持つものです。

- 性的指向 … 恋愛または性愛がいずれの性別を対象とするかをいうもの
- 性自認 … 自己の性別についての認識のこと
- 性表現 … 自分自身がどのように性を表現しているか、表現したいかを表す概念



LGBTとは 以下の頭文字をとった略語で、性的少数者を表す総称の一つとして使われています。

Lesbian レズビアン	女性として女性が好きな人	性的指向による例
Gay ゲイ	男性として男性が好きな人	
Bisexual バイセクシュアル	男性女性どちらも好きになる人	

Transgender トランスジェンダー	生物学的な性と自分の性別についての認識が一致しない人	性自認による例
-----------------------	----------------------------	---------

このほかにも、以下を加えて「LGBTQ」ということもあります。

- Questioning クエスチョニング … 性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人、わからずに悩んでいる人
- Queer クィア … 性的少数者を包括する言葉



性の在り方は人それぞれ

どのような性的指向・性自認であっても、その人を形作る大切な個性の一つであり、十分尊重されなければなりません。変えることのできない性的指向や性自認を否定したり蔑んだりすることは、その人の人格を否定することになります。皆さんの身近にも、性的少数者やその家族、友人がいるかもしれません。大切なのは、カテゴリ分けすることではなく、性の多様性を知り、一人ひとりの性の在り方を尊重することです。

【宣誓に関するお問い合わせ先】

和歌山県 共生社会推進部 こども家庭局 多様な生き方支援課

TEL：073-441-2510 FAX：073-441-2501

メール：e1105001@pref.wakayama.lg.jp

県ホームページ ▶



2024年2月1日スタート

和歌山県パートナーシップ宣誓制度

— ふたりの想いをかたちに —



制度のご紹介

この制度は、一方又は双方が性的少数者のお二人が、お互いを人生のパートナーとして大切にしたい想いを県に宣誓し、和歌山県が宣誓したことを証明する「パートナーシップ宣誓受領証」を受け取ることができる制度です。

法的な婚姻とは異なり、法律上の効力はありませんが、この制度を通じて、多様な性や性的少数者の方々に対する理解を広めていくとともに、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげています。



例えば、こんな場面で使えます



県営住宅の入居申込み



公立病院での面会や手続き



職場や生活の場での理解促進

すべての人が、ジェンダーに関わらず自分らしく生きられる社会を目指して、和歌山県は、ふたりの想いを大切にします。

詳しくは和歌山県ホームページから (QR) お問い合わせ：和歌山県多様な生き方支援課

TEL：073-441-2510 Mail：e1105001@pref.wakayama.lg.jp



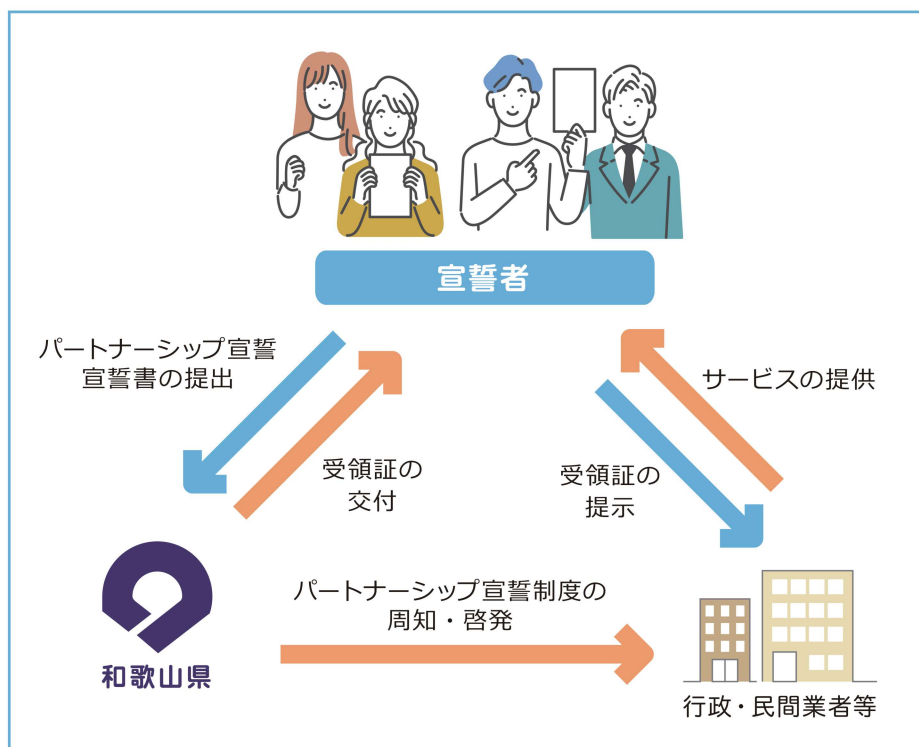
【宣誓できる方】

以下の項目をすべて満たす必要があります。

- 成年に達している方
- 一方又は双方が性的少数者である方
- どちらかお一人は県内に住所を有する方（3か月以内に転入予定の方を含む）
- お二人が結婚していないこと、また他の方とパートナーシップ関係にないこと
- お二人が民法により婚姻できない関係にないこと
(パートナー同士の養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が民法により婚姻することができない関係ではなかった場合を除く)

【受領証の活用方法】

宣誓書受領証の交付を受けられた方は、県営住宅への世帯としての入居申込みなど、県が提供する行政サービス事業においてご活用いただけます。また、県は、県内自治体や民間事業者との連携・協力により、活用可能なサービスの拡大に取り組んでいます。



県民・事業者の皆様へのお願い

本制度は、和歌山県で暮らす性的少数者の方々の、日常生活の生きづらさを軽減しようとするものです。本制度の利用者が、宣誓書受領証の提示等により、婚姻している方々と同じサービスや対応を受けることができるよう、制度への御理解・御協力をお願いします。

【手続きの流れ】

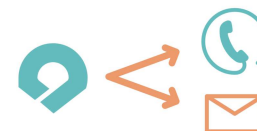
① 書類の記入・提出

宣誓者は、下記ホームページから申請書等の様式をダウンロードし、記入の上、必要書類と共に郵送により県へご提出ください。



② 書類確認

県は、書類を確認した後、本人確認を行う方法や日時を電話又は電子メールにより宣誓者へご連絡します。



③ 本人確認

原則オンラインにより、本人確認を行います。
※対面で実施することも可能



④ 宣誓書受領証等の交付

県は、要件を満たしていると認める場合、「宣誓書受領証」及び「宣誓書の写し」を宣誓者へ交付（郵送）します。



受領証の活用方法や手続きなど
詳しくは、県ホームページをご覧ください。

県ホームページ ▶

